

改正後	現 行
<p>⑫ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑩の規定を準用する。</p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)</p>	<p><u>ること。</u></p> <p><u>ウ いずれの者の場合も、当該就労継続支援 B 型事業所と雇用契約関係(雇用形態は問わない)にあること。</u></p> <p><u>(五) ピアサポーターとしての支援について</u> <u>ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動とともに従事し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。</u></p> <p><u>(六) 届出等</u> <u>当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。</u> <u>また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、都道府県知事から求めがあった場合には、提出しなければならない。</u></p> <p>⑫ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 9 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 10 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑯の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2 の(7)の⑯の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2 の(7)の⑯の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)</p>

改正後	現 行
<p>から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑭ 地域協働加算について</p> <p>報酬告示第14の11の地域協働加算については、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(V)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)</u>を算定している事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、農業等生産者、自治体その他の関係者と協働した取組生産活動収入の発生に係るものに限る。)を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(一) 加算の対象となる地域の範囲について</p> <p>本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援B型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援B型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。</p> <p>(二) 取組の内容について</p> <p>本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生</p>	<p>から(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2の(7)の⑯の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(V)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>⑭ 地域協働加算について</p> <p>報酬告示第14の11の地域協働加算については、<u>就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)</u>を算定している事業所において、持続可能な活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取組(生産活動収入の発生に係るものに限る。)を行い、当該取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>(一) 加算の対象となる地域の範囲について</p> <p>本加算の算定に係る取組に当たり、基本的には、指定就労継続支援B型事業所の所属する市町村や近隣自治体が想定されるが、当該指定就労継続支援B型事業所の属する地域の活性化や、利用者と地域住民との繋がりに資する取り組みであれば、遠隔の地域と協働した取組であっても、差し支えない。</p> <p>(二) 取組の内容について</p> <p>本加算の趣旨が、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組に対する評価であることに鑑み、利用者と地域住民との繋がりや地域活性化、地域課題の解決に資する取組であることが望ましい。ただし、あくまでも生</p>

改正後	現 行
<p>産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。</p> <p>(適切な取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で開催されるイベントへの出店 ・ 農福連携による施設外での生産活動 ・ 請負契約による公園や公共施設の清掃業務 ・ 飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営 ・ 高齢者世帯への配食サービス ・ 上記活動に係る営業活動等 <p>(不適切な取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産活動収入が発生しない地域活動等 ・ レクリエーションを目的とした活動 ・ 生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動 <p>(三) 公表について</p> <p>取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと(本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない)。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。</p> <p><u>公表方法については、原則、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト及び事業所のホームページ等インターネットを利用したものとすること。</u></p> <p>なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも</p>	<p>産活動の一環としての取組であることに留意すること。以下に本加算の取組として適切なものと不適切なものを例示する。</p> <p>(適切な取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で開催されるイベントへの出店 ・ 農福連携による施設外での生産活動 ・ 請負契約による公園や公共施設の清掃業務 ・ 飲食業、小売業など地域住民との交流の場となる店舗運営 ・ 高齢者世帯への配食サービス ・ 上記活動に係る営業活動等 <p>(不適切な取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産活動収入が発生しない地域活動等 ・ レクリエーションを目的とした活動 ・ 生産活動収入の発生には結びつかないような、単に見学や体験を目的とした施設外の活動 <p>(三) 公表について</p> <p>取組内容については、本加算を算定する月ごとに、当該月の報酬請求日までに公表すること。また、公表は本加算の対象となる取組ごとに行うこと(本加算の請求に係る利用者ごとに行うものではない)。このため、本加算の対象となる取組が複数ある場合は、それぞれの取組内容を公表すること。</p> <p><u>公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定しているが、インターネットの利用以外で想定している方法は、次のとおりである。このほか、第三者に対して広く情報発信できる方法により実施すること。</u></p>

改正後	現行
<p>配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。</p> <p>⑮ 重度者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、3 の(4)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑯ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 13 の目標工賃達成指導員配置加算については、<u>就労継続支援 B 型サービス費 (I) 及び就労継続支援 B 型サービス費 (IV)</u> を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を <u>5</u> で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p><u>目標工賃達成指導員は、工賃目標の達成に向けて、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいい、例えば、生産活動収入の向上を目指し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) に基づく積極的な物品や役務等の受注促進、地域と連携した農福連携等の取組を通じた新たな生産活動領域の開拓、ICT 機器等の導入による利用者の生産能力向上等を図るものをいう。</u></p>	<p><u>・市町村等が発行する情報誌への掲載</u></p> <p><u>・当該就労継続支援 B 型事業所等及び関係機関等での掲示</u></p> <p><u>なお、公表した内容については、情報のアクセシビリティにも配慮し、テキストデータの変換、点字資料・読み仮名付き資料の作成などの対応も実施することが望ましい。</u></p> <p>⑮ 重度者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、3 の(4)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑯ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 13 の目標工賃達成指導員配置加算については、<u>就労継続支援 B 型サービス費 (I) 及び就労継続支援 B 型サービス費 (III)</u> を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を <u>6</u> で除して得た数以上である場合に、加算する。</p>

改正後	現 行
<p>⑰ <u>目標工賃達成加算の取扱いについて</u></p> <p><u>ア 報酬告示第14の13の2の目標工賃達成加算については、目標工賃達成指導員配置加算の対象となる就労継続支援B型サービス費(I)及び就労継続支援B型サービス費(IV)を算定する指定就労継続支援B型において、各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する。</u></p> <p><u>イ 目標工賃達成加算は、前年度における指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額に、前々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額と前々々年度の指定就労継続支援B型事業所等の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額(当該額が前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額を下回る場合には、当該前年度における当該指定就労継続支援B型事業所等における平均工賃月額)以上でなければならない。</u></p> <p><u>(例) 令和4年度の平均工賃月額が13,000円である就労継続支援B型事業所の場合(令和4年度と令和3年度の全国平均工賃月額の差額は524円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場合</u> <u> ⇨ 加算</u> <u>・ 令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を13,100円とし、実際の平均工賃月額が15,500円だった場</u> 	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>合</u> → <u>工賃目標が、前々年度の全国平均工賃月額と前々年度の全国平均工賃月額との差額（524円）以上となっていないことから加算対象外</u></p> <p>・ <u>令和5年度における工賃向上計画における工賃目標を15,000円とし、実際の平均工賃月額が14,000円だった場合</u> → <u>工賃目標未達成であることから加算対象外</u></p> <p>⑱ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第14の14の送迎加算については、2の(6)の⑱の(一)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑲ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑳ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の⑳の規定を準用する。</p> <p>㉑ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の2の社会生活支援特別加算については、3の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉒ <u>緊急時受入加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第14の16の3の緊急時受入加算については、2の(6)の㉒の規定を準用する。</u></p> <p>㉓ <u>集中的支援加算の取扱いについて</u></p>	<p>⑰ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第14の14の送迎加算については、2の(6)の⑰の(一)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑱ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の(6)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑲ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の在宅時生活支援サービス加算については、3の(3)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑳ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第14の16の2の社会生活支援特別加算については、3の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p data-bbox="315 220 1124 300"><u>報酬告示第13の16の4の集中的支援加算については、2の(5)の⑦の規定を準用する。</u></p> <p data-bbox="259 316 1124 539">⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の17、18及び19の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p data-bbox="232 555 600 587">(6) 就労定着支援サービス費</p> <p data-bbox="259 603 707 635">① 就労定着支援の対象者について</p> <p data-bbox="293 651 1124 1358">就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所(就労継続支援A型事業所は除く。)に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介護等、指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等若しくは指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型(以下(6)において「就労移行支援等」という。)を受けた障害者については、当該生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達したもの)が対象となる。この場合、例えば、令和6年4月1日に就職した者は、令和6年9月30日に6月に達した者となることから、令和6年10月1日から就労定着支援を利用できるようになることが必要となり、また、令和6年4月1日に就職し、令和6年6月30日まで労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必</p>	<p data-bbox="1227 316 2098 539">⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の17、18及び19の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p data-bbox="1200 555 1568 587">(6) 就労定着支援サービス費</p> <p data-bbox="1227 603 1675 635">① 就労定着支援の対象者について</p> <p data-bbox="1261 651 2098 970">就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所(就労継続支援A型事業所は除く。)に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成30年4月1日に就職した者は、平成30年9月30日に6月に達した者となることから、平成30年10月1日から就労定着支援を利用できるようになることが必要となる。</p> <p data-bbox="1261 986 2098 1262">なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援(以下「指定就労移行支援等」という。)を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。</p>

改正後	現行
<p><u>要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労移行支援等を受けた場合は、令和6年12月31日に6月に達した者となることから、令和7年1月1日から就労定着支援を利用できることとなる。</u></p> <p>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する<u>就労移行支援等</u>を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者<u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月以上42月未満のもの)</u>が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。</p> <p>② 就労定着支援サービス費について</p> <p>(一) 就労定着支援サービス費の区分について</p> <p>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者<u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達したものの)</u>に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における<u>就労定着率</u>に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方</p>	<p>② 就労定着支援サービス費について</p> <p>(一) 就労定着支援サービス費の区分について</p> <p>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における<u>利用者数及び就労定着率</u>に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。</p>

改正後	現 行
<p>法は以下による。</p> <p>ア 当該前年度末日から起算して過去 3 年間に就労定着支援を開始した者の利用した総数(以下「利用者総数」という。)を算出する。</p> <p>イ アの過去 3 年間に就労定着支援の利用者総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者 ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後 1 月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者(就労定着支援の利用中 1 回限りの転職について認める。) <p>ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 26 条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合 ・ 雇用された事業所が倒産した場合 ・ 利用者が死亡した場合 <p>新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前</p>	<p>ア 当該前年度末日から起算して過去 3 年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。</p> <p>イ アの過去 3 年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者 ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後 1 月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者(就労定着支援の利用中 1 回限りの転職について認める。) <p>ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 26 条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合 ・ 雇用された事業所が倒産した場合 ・ 利用者が死亡した場合 <p>新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前</p>

改正後	現 行
<p>月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。</p> <p>エ 指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。</p> <p>オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</p> <p>また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着率については、直近 1 年間の利用者総数のうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度 4 月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。</p> <p>キ 支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。</p> <p>ク キのうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>ケ ク÷キにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</p>	<p>月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。</p> <p>エ 指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。</p> <p>オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</p> <p>また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着率については、直近 1 年間の利用者の総数のうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度 4 月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。</p> <p>キ 支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。</p> <p>ク キのうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。</p> <p>ケ ク÷キにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。</p>

改正後	現 行
<p>(例1) <u>令和6年</u>4月に支援の提供を開始した場合の<u>就労定着率</u>の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和6年</u>4月から<u>令和6年</u>9月まで <p>→ 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和6年</u>10月から<u>令和7年</u>3月まで <p>→ <u>令和6年</u>4月から<u>令和6年</u>9月までと同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和7年</u>4月から<u>令和8年</u>3月まで <p>→ <u>令和6年度</u>の利用者総数のうち<u>令和6年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和8年</u>4月から<u>令和9年</u>3月まで 	<p>(例1) <u>令和3年</u>4月に支援の提供を開始した場合の<u>利用者数及び就労定着率</u>の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和3年</u>4月から<u>令和3年</u>9月まで <p>→ <u>利用者数</u>:支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の総数の70%</p> <p>→ <u>就労定着率</u>:支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和3年</u>10月から<u>令和4年</u>3月まで <p>→ <u>利用者数</u>:<u>令和3年</u>4月から<u>令和3年</u>9月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</p> <p>→ <u>就労定着率</u>:<u>令和3年</u>4月から<u>令和3年</u>9月までと同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和4年</u>4月から<u>令和5年</u>3月まで <p>→ <u>利用者数</u>:<u>令和3年度</u>の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</p> <p>→ <u>就労定着率</u>:<u>令和3年度</u>の利用者の総数のうち<u>令和3年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和5年</u>4月から<u>令和6年</u>3月まで <p>→ <u>利用者数</u>:<u>令和4年度</u>の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</p>

改正後	現 行
<p>→ <u>令和6年度及び令和7年度の利用者総数</u>のうち<u>令和7年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和9年</u>4月から<u>令和10年</u>3月まで <p>→ <u>令和6年度、令和7年度及び令和8年度の利用者総数</u>のうち<u>令和8年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <p>(例2) <u>令和6年</u>6月に支援の提供を開始した場合の就労定着率の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和6年</u>6月から<u>令和6年</u>11月まで <p>→ 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和6年</u>12月から<u>令和7年</u>3月まで <p>→ <u>令和6年</u>6月から<u>令和6年</u>11月までと同じ</p>	<p>→ <u>就労定着率</u>:<u>令和3年度及び令和4年度の利用者の総数</u>のうち<u>令和4年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和6年</u>4月から<u>令和7年</u>3月まで <p>→ <u>利用者数</u>:<u>令和5年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u></p> <p>→ <u>就労定着率</u>:<u>令和3年度、令和4年度及び令和5年度の利用者の総数</u>のうち令和<u>5年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合</p> <p>(例2) <u>令和3年</u>6月に支援の提供を開始した場合の<u>利用者数</u>及び就労定着率の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和3年</u>6月から<u>令和3年</u>11月まで <p>→ <u>利用者数</u>:<u>支援の提供を開始した日の前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の総数の70%</u></p> <p>→ <u>就労定着率</u>:<u>支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>令和3年</u>12月から<u>令和4年</u>3月まで <p>→ <u>利用者数</u>:<u>令和3年6月から令和3年11月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u></p> <p>→ <u>就労定着率</u>:<u>令和3年</u>6月から<u>令和3年</u>11月までと</p>

改正後	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和7年</u>4月から<u>令和7年</u>5月まで → <u>令和6年</u>6月から<u>令和6年</u>11月までと同じ ・ <u>令和7年</u>6月から<u>令和8年</u>3月まで → <u>令和6年</u>6月から<u>令和7年</u>5月までの<u>利用者総数</u>のうち<u>令和7年</u>5月末日において就労が継続している者の数の割合 ・ <u>令和8年</u>4月から<u>令和9年</u>3月まで → <u>令和6年</u>6月から<u>令和8年</u>3月までの<u>利用者総数</u>のうち<u>令和7年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合 ・ <u>令和9年</u>4月から<u>令和10年</u>3月まで → <u>令和6年</u>6月から<u>令和9年</u>3月までの<u>利用者総数</u>のうち<u>令和8年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合 	<p>同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和4年</u>4月から<u>令和4年</u>5月まで → <u>利用者数</u>：<u>令和3年10月から令和4年3月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率</u>：<u>令和3年6月から令和3年11月まで</u>と同じ ・ <u>令和4年</u>6月から<u>令和5年</u>3月まで → <u>利用者数</u>：<u>令和3年6月から令和4年5月までの各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率</u>：<u>令和3年6月から令和4年5月までの利用者の総数</u>のうち<u>令和4年</u>5月末日において就労が継続している者の数の割合 ・ <u>令和5年</u>4月から<u>令和6年</u>3月まで → <u>利用者数</u>：<u>令和4年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率</u>：<u>令和3年6月から令和5年3月までの利用者の総数</u>のうち<u>令和4年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合 ・ <u>令和6年</u>4月から<u>令和7年</u>3月まで → <u>利用者数</u>：<u>令和5年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率</u>：<u>令和3年6月から令和6年3月までの利用者の総数</u>のうち<u>令和5年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合

改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和10年</u>4月から<u>令和11年</u>3月まで → <u>令和7年度、令和8年度及び令和9年度の利用者総数</u>のうち<u>令和9年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合 <p>(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</p> <p>ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書(以下「支援レポート」という。)の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」(令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参考にすること。</p> <p>イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和7年</u>4月から<u>令和8年</u>3月まで → <u>利用者数：令和6年度の各月の利用者数の合計数を開所月数で除した数</u> → <u>就労定着率：令和4年度、令和5年度及び令和6年度の利用者の総数</u>のうち<u>令和6年度</u>末日において就労が継続している者の数の割合 <p>(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</p> <p>ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書(以下「支援レポート」という。)の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」(令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参考にすること。</p> <p>イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定</p>

改正後	現 行
<p>就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。</p> <p>ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。</p> <p>また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者 <u>(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月以上に達したもの)</u> であるため、自立訓練(生活訓練)との併給はできない。</p> <p>(削除)</p>	<p>就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。</p> <p>ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。</p> <p>また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練(生活訓練)との併給はできない。</p> <p>(三) <u>令和5年度</u>における就労定着支援サービス費の算定について</p> <p><u>令和5年度</u>における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に当たっては、<u>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度及び令和4年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出する</u></p>

改正後	現 行
<p>③ 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 4 については、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域</u>(平成 21 年厚生労働省告示第 176 号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。</p> <p>なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 10 に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 12 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p>④ <u>支援体制構築未実施減算について</u></p> <p><u>報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 7 に規定する支援体制構築未実施減算は、就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者に係る適切な引き継ぎのための以下の措置を 1 つでも講じていない場合に、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単</u></p>	<p><u>こと。</u></p> <p><u>なお、イを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u></p> <p>ア <u>令和 2 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度</u></p> <p>イ <u>平成 30 年度及び令和元年度</u></p> <p>③ 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 4 については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成 21 年厚生労働省告示第 176 号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。</p> <p>なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 10 に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 12 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>イ 支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者（以下（四）において「要継続支援利用者」という。）の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報（以下「要継続支援利用者関係情報」という。）について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び就労支援等の関係機関（以下、（四）において「関係機関等」という。）との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。</u></p> <p><u>ロ 指定就労定着支援事業所において指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有していること。</u></p> <p><u>ハ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。</u></p> <p><u>なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないこと。</u></p> <p>⑤ <u>地域連携会議実施加算</u>の取扱い</p> <p>（一）報酬告示第14の2の2の<u>地域連携会議実施加算</u>については、就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月に1回、</p>	<p>④ <u>定着支援連携促進加算</u>の取扱い</p> <p>（一）報酬告示第14の2の2の<u>定着支援連携促進加算</u>については、就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月に1回、</p>

改正後	現 行
<p>年に4回を限度に、所定単位数を加算する。</p> <p>ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ア 障害者就業・生活支援センター イ 地域障害者職業センター ウ ハローワーク エ 当該利用者が雇用されている事業所 オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等 カ 特定相談支援事業所 キ 利用者の通院先の医療機関 ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村 ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等</p> <p>(二) 利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施</p>	<p>年に4回を限度に、所定単位数を加算する。</p> <p>ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>ア 障害者就業・生活支援センター イ 地域障害者職業センター ウ ハローワーク エ 当該利用者が雇用されている事業所 オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等 カ 特定相談支援事業所 キ 利用者の通院先の医療機関 ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村 ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等</p> <p>(二) 利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施</p>

改正後	現行
<p>にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。</p> <p><u>③ 就労定着支援計画に関するケース会議であるため、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算（Ⅰ）と、イを行った場合に地域連携会議加算（Ⅱ）を算定すること。</u></p> <p><u>ア サービス管理責任者がケース会議に出席して就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った</u></p> <p><u>イ サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員がケース会議に出席して就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った上で、サービス管理責任者に対しその結果を共有した場合</u></p> <p><u>⑥ 初期加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 2 の 3 の初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「生活介護等」という。)</p>	<p>にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。<u>なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑤ 初期加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 2 の 3 の初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「生活介護等」という。)</p>

改正後	現 行
<p>と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1回に限り加算する。</p> <p>なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。</p> <p>⑦ 就労定着実績体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第14の2の4の就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を利用した者については、当該就労移行支援等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)の割合が前年度において100分の70以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。</p> <p>(三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、令和6年4月から就労定着支援を実施する場合であって、令和6年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用さ</p>	<p>と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1回に限り加算する。</p> <p>なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。</p> <p>⑥ 就労定着実績体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第14の2の4の就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の割合が前年度において100分の70以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。</p> <p>(三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、平成30年4月から就労定着支援を実施する場合であって、平成30年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇</p>

改正後	現行
<p>れた通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者^⑧」に該当し、そのような者の割合が 100 分の 70 以上の場合、令和 7 年度から就労定着実績体制加算を算定できる。</p> <p>⑧ <u>労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を利用した者については、当該就労移行支援等を受けた後、42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者</u>」に該当し、そのような者の割合が 100 分の 70 以上の場合、令和 7 年度から就労定着実績体制加算を算定できる。</p> <p>⑨ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 5 の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3 の(3)の⑪の(二)のイに掲げる訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑩ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑪ <u>福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 14 の 2 の 7、8 及び 9 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(7) 自立生活援助サービス費</p> <p>① 自立生活援助サービス費について (-) 自立生活援助サービス費の対象者について</p>	<p>用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者」に該当し、そのような者の割合が 100 分の 70 以上の場合、平成 31 年度から就労定着実績体制加算を算定できる。</p> <p>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 5 の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3 の(3)の⑪の(二)のイに掲げる訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) 自立生活援助サービス費</p> <p>① 自立生活援助サービス費について (-) 自立生活援助サービス費の対象者について</p>